

エピペン®注射液 適正使用のお願い

ヴィアトリス製薬合同会社

謹啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は弊社製品につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社が製造販売しているエピペン®注射液（以下、本剤）は登録医講習を受講した医師によって適正使用の指導が必要とされる製品です。本剤を処方されるエピペン登録医の先生方におかれましては、適正使用にご協力賜りますようお願い申し上げます。

謹白

ご依頼事項

- ・本剤を処方する際は、適切に患者を指導しないと重大な事故につながるおそれがありますので、電子添文や以下の内容についてご理解いただきますようお願いいたします。
- ・本剤を処方する必要があるか否かについては、アナフィラキシーの既往歴、過去の診療記録、アナフィラキシーを発現する危険性等を十分に検討し、適正な判断をお願いいたします。
- ・本剤を処方する際は、必ず患者さんに「エピペントレーナー」を使って本剤の使用方法を実演し、指導をお願いいたします。また、予め患者さんに対して以下の内容を指導するインフォームドコンセントを実施してください。本剤を再処方する際も改めてインフォームドコンセントの実施が必要でございます。
 - ① アナフィラキシーの基礎知識
 - ② 本剤はあくまでも緊急時の補助として用いるものであり、医療機関での救命治療に代わるものではないため、使用後は直ちに医療機関で適切な処置を受ける必要があること。
また、発現するアナフィラキシーの症状は人それぞれであり、本剤を投与したからといって必ずしも有効であるとは限らないこと。
 - ③ 本剤使用時の副作用（急激な血圧上昇、脳出血等）及び誤注射のリスク（指の痛みや蒼白、冷感等。）
 - ④ 本剤の適正な使用方法及び保管方法
 - ⑤ 本剤を使用するタイミング
 - ⑥ 日頃からアナフィラキシー発現時の状況について意識し、本剤の使用方法を訓練しておく必要があること。
 - ⑦ 処方を受けた際には必ず添付の連絡先シールに処方医師名、医療機関名等を記入し、携帯用ケースに貼付する必要があること。
 - ⑧ 本剤使用後に医療機関で治療を受けた際には、治療した医師に対し、使用済み製剤を返却する必要があること。
 - ⑨ 引き続き本剤の処方を希望する場合には、新たな製剤の処方を受ける必要があること。
なお、使用期限切れ防止のため、ヴィアトリス製薬合同会社の運営する「重要なお知らせ通知プログラム」に登録すべきであること。
 - ⑩ 新たに本剤の処方を受ける際には、改めて指導を受ける必要があること。
- ・患者さんが上記の内容を理解したことを「エピペン®注射液 適正使用のための理解確認事項」にて確認した後、患者さんより「エピペン®注射液 適正使用同意書」の入手をお願いいたします。
- ・本剤の適正使用を推進するために、日頃から患者さんへの指導をお願いいたします。

本件に関するお問い合わせ先

エピペンカスタマーサポートセンター

電話番号：0120-303-347

受付時間：月～土 9:00～18:00（日祝・弊社休業日を除く）